

(1) 代表理事変更登記申請書 (その1)

(理事の任期満了により代表理事が資格喪失して退任し、後任者が就任した場合)



事業協同 (企業、協業、商工、商店街振興) 組合変更登記申請書

フリガナ	〇〇〇〇 (注)組合種類を除いて片仮名で左に詰めて記載
1 名称	(組合名)
1 主たる事務所	(組合住所)
1 登記の事由	代表理事の変更
1 登記すべき事項	令和〇〇年〇〇月〇〇日代表理事〇〇〇〇は資格喪失により退任 令和〇〇年〇〇月〇〇日次の者が代表理事に就任 (又は重任) (代表理事の住所) (氏名) (注) 登記すべき事項について別紙を用いる場合には、登記すべき事項に「別紙のとおり」と記載すること。CD-R又はDVD-Rに記録して提出する場合には、「別添CD-R(DVD-R)のとおり」と記載すること。
1 添付書類	定款 1通 総会(総代会)議事録 1通 理事会議事録 1通 印鑑証明書 〇通 (注) 代表理事の就任(重任を含む。)による変更登記申請書には、理事会議事録に署名(記名でも差し支えない。)押印した署名者の全員の印鑑につき市区町村長の印鑑証明書を添付しなければならない。ただし、当該議事録に、変更前の代表理事又は現在の代表理事が署名(記名でも差し支えない。)し、その者が代表理事に就任の際に登記所に提出している印鑑と同一のものが押されているときは、すべてこれらの印鑑証明書は不要である。
	就任承諾書 〇通 (注) 1. 代表理事に就任した者の「理事の就任承諾書」と「代表理事の就任承諾書」を添付すること。 2. 総会(総代会)及び理事会の席上で被選定者が理事及び代表理事に就任することを承諾し、その旨が議事録に記載されている場合には、「就任承諾書は、議事録の記載を援用する」と記載することにより就任承諾書の添付を省略することができる。
	委任状 1通 (注) 代理人によって申請する場合に限り必要である。

上記のとおり登記の申請をする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請人 (組合住所)
(組合名)

代表理事 (代表理事住所)
(氏名)

上記代理人 (代理人住所)
(氏名)



〔代表理事が申請
する場合〕



〔代理人が申請
する場合〕

京都地方法務局 御中

連絡先の電話番号

(注) 前任者と異なる代表理事が就任した場合は、登記申請書と同時に印鑑届書を提出してください。

(注) 婚姻により氏を改めた代表理事の就任の登記を申請するときは、婚姻前の氏も記録するように申し出ることができます。(詳細については、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」から一般社団法人の「設立」をクリックして参考にしてください。)